

議案第121号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水勇人

(別紙)

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。